

# 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕

令和元年分以降用

特例事業受贈者の氏名				この明細書は、贈与により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときにおける、その適用を受ける特定事業用資産の明細を記入します。			
贈与者の氏名							
<b>1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定</b>							
<p>この欄は、贈与者の事業の用に供されていた資産（贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限ります。）の貸借対照表に計上されているものに限ります。）について記載してください。</p> <p>この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。</p> <p>なお、限度面積の判定（①⑦及び②⑦）の結果が否となる場合、その宅地等又は建物については、この特例の適用を受けることはできません。</p> <p>（注）「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等を同一の贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合又はその対象となり得る建物をその贈与者から贈与により取得した者が1人でない場合の限度面積の判定は、⑦欄ではなく「特定事業用資産等の明細書付表（特定事業用資産を取得した他の受贈者がいる場合）」を使用してください。</p>							
(1) 宅地等							
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額（④× $\frac{⑤}{③}$ ）		
		m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup>	円		
特例の適用を受ける宅地等の面積及び価額の合計				イ	m <sup>2</sup>	a 円	
⑦ 限度面積の判定（イ≤400 m <sup>2</sup> ）				適	・	否	
(2) 建物							
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額（④× $\frac{⑤}{③}$ ）		
		m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup>	円		
特例の適用を受ける建物の面積及び価額の合計				ロ	m <sup>2</sup>	b 円	
⑦ 限度面積の判定（ロ≤800 m <sup>2</sup> ）				適	・	否	
(3) 減価償却資産							
① 名称	② 所在場所	③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	⑤ 価額			
			m <sup>2</sup>	円			
特例の適用を受ける減価償却資産の価額の合計				c	円		
<p>(注) 1 (1)④、(2)④及び(3)⑤の「価額」欄の金額は、債務の引受けがないものとした場合の価額を記入します。</p> <p>2 (1)②、(2)②及び(3)③の「前の贈与者の氏名」欄は、贈与者の贈与が租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、その特定事業用資産に係る前の贈与者（租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。）の氏名を記載してください。</p> <p>3 (3)④の「面積」欄は、果樹等である減価償却資産について、その植栽面積を記載してください。</p>							
2 特例受贈事業用資産の価額（a+b+c）						A 円	
<b>3 特例受贈事業用資産に係る債務の計算</b>							
(1) 当該特例受贈事業用資産の贈与とともに引き受けた債務の金額							
<p>（注）記載した債務が特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務である場合には「事業非関連」欄にチェックを行ってください。</p>							
事業非関連	種類	細目	債 権 者		債務の使途	発生年月日 弁済期限	金額
			氏名又は名称	住所又は所在地			
□					・	円	
					・		
□					・		
					・		
□					・		
					・		
□					・		
					・		
合 計 額						d 円	
(2) (1)のうち特例受贈事業用資産に係る事業に関するものと認められるもの以外の債務の金額の合計額							e 円
(3) 事業関連債務の金額（d-e）							B 円
<b>4 事業用資産納税猶予税額の計算の基礎となる価額（A-B）</b>							C 円
<p>（注） C欄の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」の2①欄に転記します。</p> <p>なお、「事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕」を2以上作成する場合には、この明細書のC欄の金額とこの明細書以外の「特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕」のC欄の金額との合計額を「事業用資産納税猶予税額の計算書（別表）」の1①欄に記入します。</p>							

※ 税務署整理欄 入力 確認

※欄には記入しないでください。

(資5-11-19-A4統一) (令元.10)